

広島県告示第四百五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和六年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

医療法人社団重松会 松本病院	名 称	尾道市久保三丁目一四番二 二号	所 在 地	令和九年四月七日	効力を有する期限	新規	備 考
-------------------	-----	--------------------	-------	----------	----------	----	-----